

2016年4月7日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット  
理事長 山 崎 省 吾 殿



東京都港区六本木6丁目10番1号  
六本木ヒルズ森タワー23階(〒106-6123)

電話(代表) (03) 6438-5511  
Fax(代表) (03) 6438-5522

## T M I 総合法律事務所

株式会社ベルカディア代理人  
弁護士 松尾栄蔵



弁護士 大村 健



### 請求書に対する御回答

2016年(平成28年)4月1日付の、貴法人から株式会社ベルカディア(以下、「当社」といいます。)宛ての消費者契約法第41条第1項に基づく請求書(以下「請求書」といいます。)に関し、以下のとおり、御回答申し上げます。

#### 第1 請求書「第1 請求の要旨」について

貴法人は、当社に対して、消費者契約法第12条第1項及び同条第3項に基づくものとして、「請求の要旨」に記載の請求をされていますが、以下に述べるよう当該請求は、法的要件を満たしておらず、理由のないものと考えます。

#### 第2 請求書「第2 紛争の要点」について

##### 1 請求書「第2-1 事実関係」について

第二段落において、「もし上記「同意書」に自署して持参しない場合には、旅行に参加することができない旨、告知しています。」と記載されていますが、2015年9月15日付「再質問書に対する御回答」の第3においても御回答したところ、旅行当日にお客様が「同意書」への署名を拒否される場合でも、当社の説明により当該イベントに付随する危険を十分にご理解頂ければ、ご参加頂くことは可能です。

第四段落において、「現在のところは、まだ本件契約条項2は使用していません。」と記載されていますが、既に当社は本件契約条項1に代えて本件契約条項2を使用しています。

## 2 請求書「第2-2 本件契約条項1の消費者契約法との抵触」について

### (1) 請求書「第2-2(1) 不実の告知」について

貴法人は、当社がお客様に対して、本件契約条項1を記載した同意書に署名を求めることが、消費者契約法第4条第1項第1号規定の不実の告知に該当すると主張していますが、そのような主張には理由がないと考えます。すなわち不実の告知とは「重要事項について事実と異なることを告げること」であるところ、同意書に署名を求めるることは、何等かの事実について言及するものではなく、事実と異なることを告げることにはなり得ず、したがって不実の告知に該当することもないからです。

なお、第三段落において、当社が、既に募集型企画旅行契約を締結済みの参加者に対して、「ご署名がない場合、イベントには参加していただけませんのでご注意ください。」と告知している旨の指摘がありますが、チケット裏面のそのような記載は手違いで残っているものであり、削除致します。

また、第四段落において、当社が参加者に対して「イベントには参加者個人の責任において参加し、当社のルールを遵守していただきます。」と告知しており、そのことが同意書に拘束される旨の不実の告知に該当する旨の記載がありますが、そのような告知が不実の告知に該当するかは措くとしても、チケット裏面のそのような記載は同意書に拘束されるか否かに関するものではなく、その点においても貴法人の主張には理由がないと考えます。

### (2) 請求書「第2-2(2) 不当条項の使用」について

当社は、既に本件契約条項1に代えて本件契約条項2を使用しており、本件契

約条項 1 に関する貴法人の主張に反論することは実益が認められないことから、回答を省略させて頂きます。

### 3 請求書「第 2-3 本件契約条項 2 の消費者契約法との抵触」について

#### (1) 請求書「第 2-3(1) 不実の告知」について

上記第 2-2(1)において本件契約条項 1 に関して述べたことと同様的回答となります。

#### (2) 請求書「第 2-3(2) 不当条項の使用」について

貴法人は、本件契約条項 2 は、本件契約条項 1 の場合と同様であり、当社の債務不履行又は不法行為による損害賠償責任を一部免責する内容のものであるとして、消費者契約法第 10 条に抵触し、消費者契約法第 12 条第 3 項に基づく差止請求の対象となると主張していますが、かかる主張は理由のないものと考えます。すなわち本件契約条項 2 は、当社の故意又は過失に基づく商法及び民法上の責任を念頭において、当社に故意又は過失が認められない限り当社に当該責任が生じないという当然のことを注意的に確認したものであり、何らかの理由で当社が負い得る無過失責任等の一部又は全部を免責する趣旨のものではないと解されるのであり、このことは本件契約条項 2 の但書に「但し、私は、貴社が定める標準旅行業約款と同一の旅行業約款若しくは関連法規上認められる権利を何ら放棄するものではありません。」とされていることからも明白であると考えられます。

この点、貴法人は、同但書がいわゆるサルベージ条項の機能を有し、消費者契約法 10 条違反として本来無効である本文の救済をはかる趣旨のものとして不当であり、結論として本件契約条項 2 は全体として消費者契約法 10 条に抵触すると主張しています。当社は、貴法人のかかる主張を必ずしも理由のあるものとは考えませんが、貴法人が本件契約条項 2 の解釈に関して当社とは異なる考え方をお持ちであることを考慮し、「同意書」が旅行者をして、旅行者が本来有している権利を放棄するものではないことを、より明確にするために「同意書」を下記のように修正致します。下記同意書の本文において、対象が「商法及び民法上の債務不履行責任及び不法行為責任」と明確化されており、それらの責任については、当社の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合でない限り当社が責任を負わないことは明白であり、貴法人の立場からも不当条項には該当しないものと考えます。

記

同意書

私は、M.O.C.のイベントに付隨する危険を十分理解かつ認識し、万が一、私自身の生命・身体または財産に対して損害が生じた場合は、貴社の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合を除き、貴社に対する商法及び民法上の債務不履行責任及び不法行為責任の追及は放棄し、全て自己責任とすることに同意します。但し、私は、貴社が定める標準旅行業約款と同一の旅行業約款若しくは関連法規上認められる権利を何ら放棄するものではありません。

以上